

## 笠岡市体育施設の電話予約に関する運用基準

平成28年11月

### 1 目的

笠岡市体育施設の利用者（以下「利用者」という。）の利便性を確保するために、電話による笠岡市体育施設（以下「体育施設」という。）の予約について、次のとおり定めるものとする。

### 2 電話による受付

体育施設の利用者は、使用する当日に限って電話による予約をすることが出来るものとする。

### 3 予約の完了

利用者は、電話による予約をする場合には、必ず住所、氏名、連絡先、及び使用時間を連絡し、使用開始時間前までに施設を管理している窓口で使用許可申請と同時に使用料を納付しなければならない。

### 4 キャンセルの取扱い

利用者は、自己の都合により使用を中止する場合は、予約した使用開始時間までに必ず連絡しなければならない。

なお、利用者が使用中止の連絡をしなかった場合、使用開始時間が経過した時点でキャンセルしたものとする。

### 5 ペナルティーの賦課

利用者が4に定めたキャンセル（使用中止の連絡があった場合を除く）を3度行った場合、その利用者は、今後電話による予約ができないものとする。

ただし、体育施設管理者の都合や悪天候などによって、使用を中止した場合は、この回数には含まない。